

青 森 県  
被 災 建 築 物 応 急 危 険 度 判 定  
実 施 本 部 等 業 務 マ ニ ュ ア ル

第 1 版

作 成 者	青森県県土整備部建築住宅課
作 成 日	2019 年 11 月 26 日
最 終 更 新 日	2019 年 11 月 26 日



# 目次

## 第1章 はじめに

第1節 被災建築物応急危険度判定制度の成り立ち	・・・P	2
第2節 被災建築物応急危険度判定について	・・・P	2
第3節 本マニュアルの目的	・・・P	3
第4節 判定実施体制及び全体フロー	・・・P	4
Topics／想定される地震の規模、人的被害及び建物被害の状況	・・・P	6

## 第2章 震後対策編

第1節 市町村実施本部業務マニュアル	・・・P	10
第2節 県支援本部業務マニュアル	・・・P	45
第3節 判定コーディネーター業務マニュアル	・・・P	79
第4節 チーム編成業務マニュアル	・・・P	95
第5節 判定士業務マニュアル	・・・P	99

## 参考資料

1 青森県被災建築物応急危険度判定要綱	・・・P	110
2 青森県震災建築物応急危険度判定士認定要綱	・・・P	114
3 地震災害時における応急危険度判定の実施に関する協定書	・・・P	117
4 被災建築物応急危険度判定要綱(全国協議会)	・・・P	118
5 全国被災建築物応急危険度民間判定士等補償制度運用要領	・・・P	122
6 全国被災建築物応急危険度民間判定士等補償制度事務マニュアル	・・・P	125
7 被災建築物応急危険度判定活動に係る経費負担のガイドライン	・・・P	143
8 北海道・東北被災建築物応急危険度判定協議会規約	・・・P	147

## 付録

1 応急危険度判定調査表	・・・P	152
2 応急危険度判定ステッカー	・・・P	155
3 応急危険度判定時に住民向けに配布するチラシ(その1)	・・・P	161
4 応急危険度判定時に住民向けに配布するチラシ(その2)	・・・P	162
5 応急危険度判定パンフレット	・・・P	164
6 応急危険度判定パンフレット(英語版)	・・・P	172



# 第1章 はじめに

## 第1章 はじめに

### 第1節 被災建築物応急危険度判定制度の成り立ち

建築物の地震対策としては、地震が発生する前に建築物の安全性を確保するための事前対策と、地震発生後に被災建築物に対する措置を講ずる事後対応の二つが考えられる。

昭和43年十勝沖地震による深刻な被害は、新築建築物を対象とした耐震設計法の改訂の必要性和同時に耐震診断等の開発の必要性を強く認識させ、被災建築物の復旧、補強を含めた耐震補強技術の研究がこの頃から始まった。

このため、建設省(現・国土交通省)が昭和47年から5ヶ年にわたって総合技術開発プロジェクトとして耐震設計法の開発に取り組み、新耐震設計法が昭和56年6月に施行されることで、新築等において建築物の耐震性の向上が図られることになった。

また、昭和52年にはRC造の耐震診断基準や耐震改修指針が発表されたものの全国的展開は見られなかったが、平成7年1月の阪神・淡路大震災において、耐震性の劣る既存建築物が多数被害を受けたことから、耐震診断、耐震改修による既存建築物の耐震性の向上を目的とした「建築物の耐震改修の促進に関する法律」(平成7年法律第123号)が施行されることにより、耐震診断基準等が全国規模で適用されるようになった。

一方、事後対策については、建設省が昭和56年から「震災構造物の復旧技術の開発」の研究を進め、地震被災建築物についての「建築物の震災復旧マニュアル(案)」をまとめている。このマニュアルの成果である被災度判定と復旧技術の各方法については、昭和60年のメキシコ地震において試行され、その有効性が確認されている。

これを受けて平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災において、初めて大規模に被災建築物応急危険度判定が行われ、その有効性が認識され、その後、全国の都道府県において、震災後対策の初動対応として本制度の整備が行われている。

### 第2節 被災建築物応急危険度判定について

被災建築物の応急危険度判定は、地震により被災した建築物について、余震等による建築物の倒壊や部材の落下等から生じる二次災害を防止し、住民の安全の確保を図るため、応急危険度判定士が建築物の被害の状況を調査し、余震等による二次災害発生の危険の程度を判定・表示するものである。

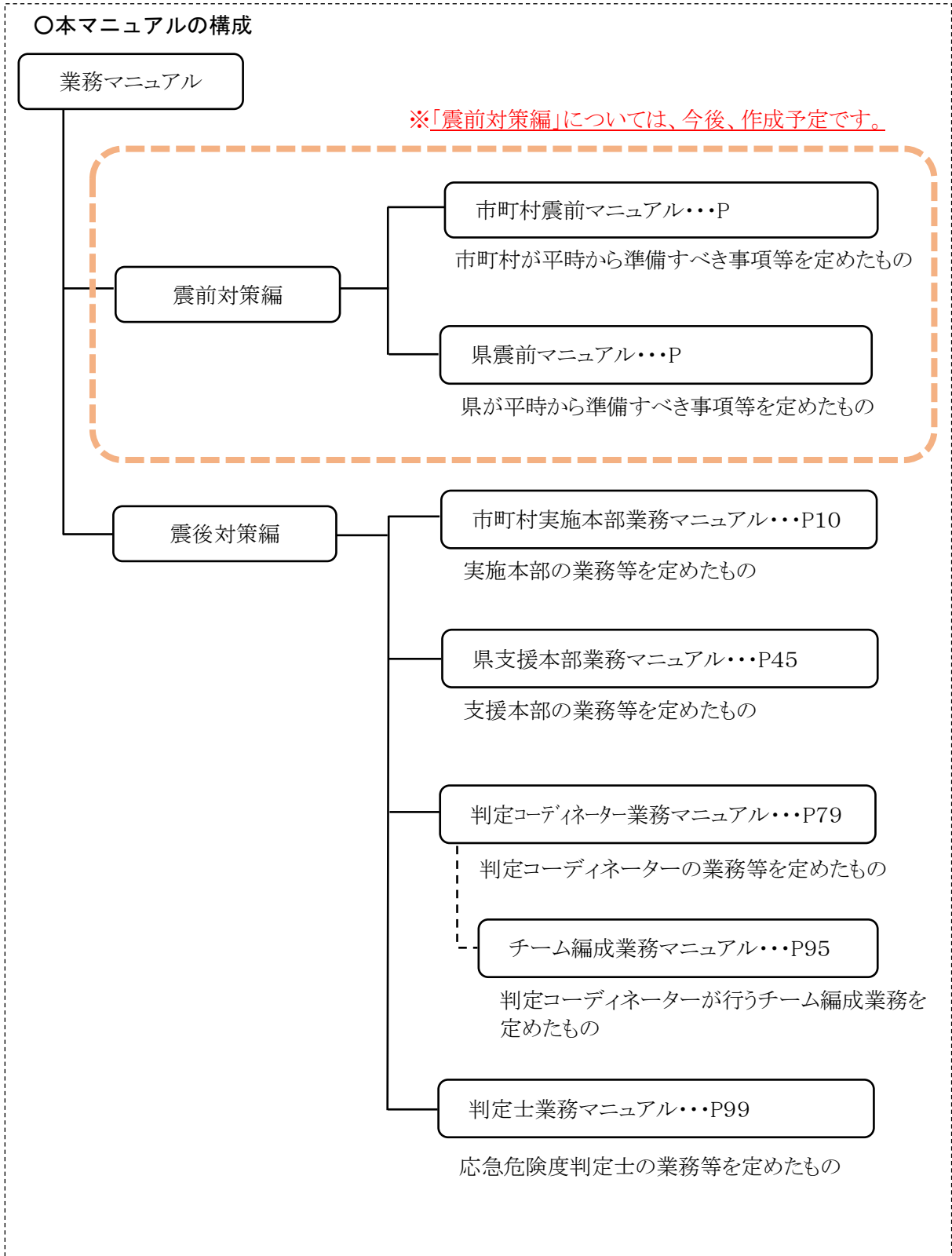


判定ステッカー



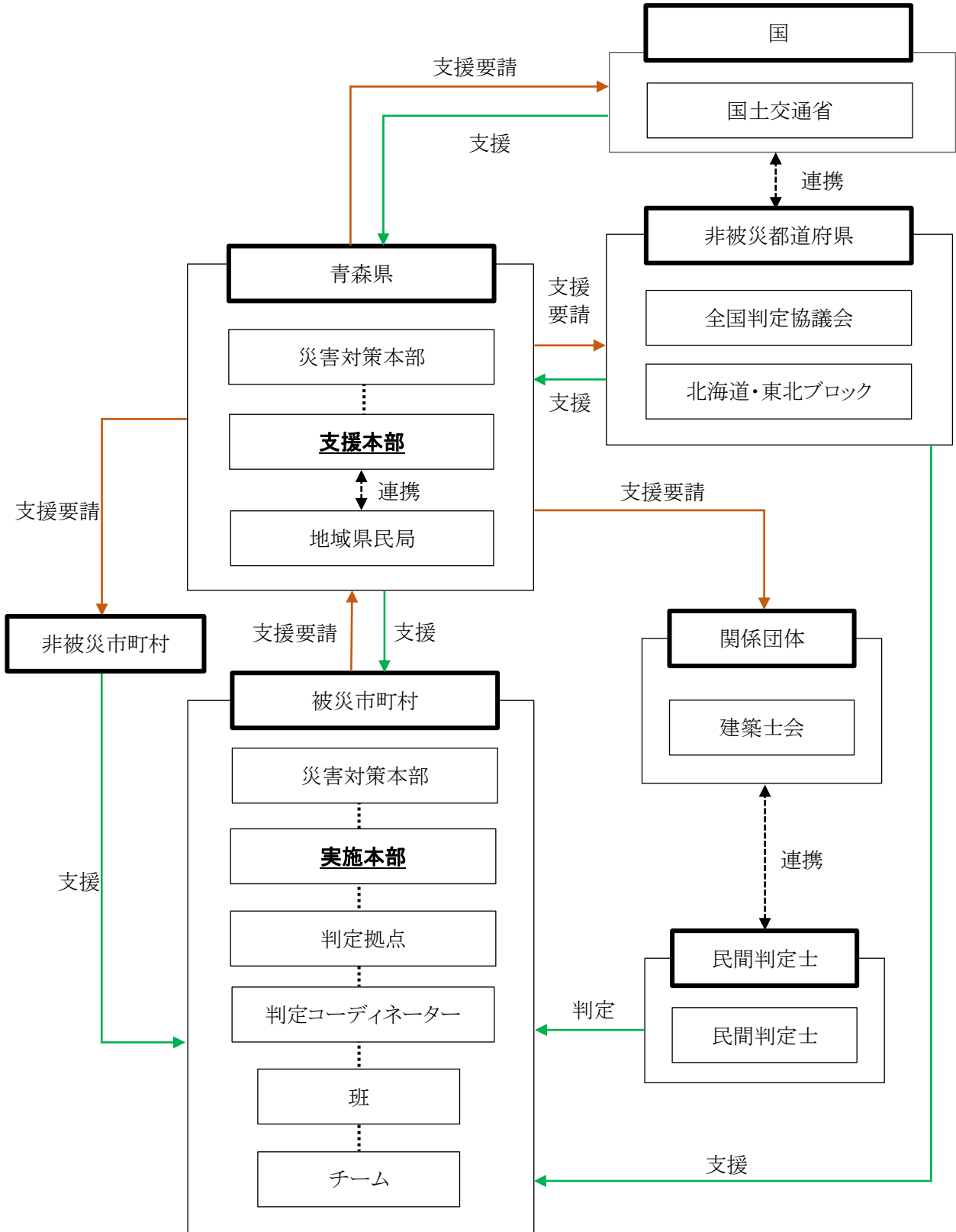
### 第3節 本マニュアルの目的

本マニュアルは、実施本部(市町村)及び支援本部(県)が応急危険度判定を迅速かつ円滑に実施するために実施本部等の業務に関する基本的事項を定めたものである。



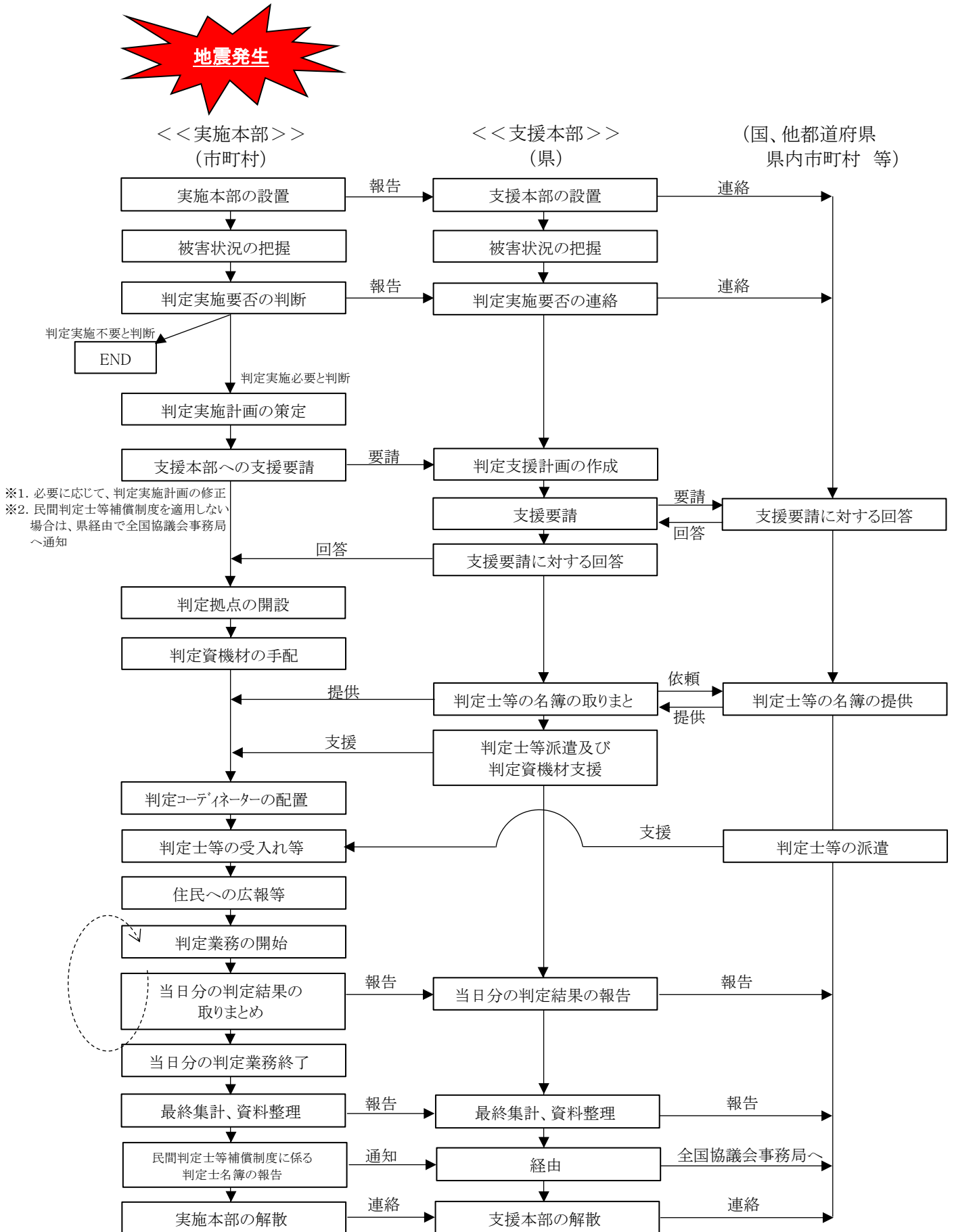
第4節 判定実施体制及び全体フロー

1. 被災建築物応急危険度判定の実施体制





2. 被災建築物応急危険度判定の全体フロー（概要版）



## Topics／想定される地震の規模、人的被害及び建物被害の状況

本県では、平成8年度に青森県地震・津波被害想定調査を実施していたところであるが、東北地方太平洋沖地震を踏まえ、平成24・25年度に青森県地震・津波被害想定調査を実施(※)し、その結果、想定される地震津波被害は以下のとおりとなっている。

※日本海側海溝型地震については、平成27年度に見直しを行っている。

### 1. 想定地震

想定する地震は、青森県に被害をもたらす可能性の高い最大規模の地震・津波である「太平洋側海溝型地震」、「日本海側海溝型地震」及び「内陸直下型地震」を設定。

### 2. 地震動の予測

#### ①太平洋側海溝型地震

太平洋側の概ね全ての市町村域で震度6弱以上、県中央部で震度5弱～5強、県西部の岩木川沿いで震度6弱が分布している。また、県内の50%以上の地域で震度5強が分布している。

#### ②日本海側海溝型地震(平成27年度調査の成果)

震度6強が五所川原市、つがる市、鱒ヶ沢町、深浦町及び中泊町に分布し、震度6弱が津軽地方沿岸部に広く分布している。また、震度5強が津軽地方内陸部に広く分布し、震度5弱が南部地域に広く分布している。

#### ③内陸直下型地震

断層の位置する青森市北西部、蓬田村を中心として青森湾沿岸に震度6弱以上が分布している。また、青森市北西部、蓬田村の沿岸部で震度7が分布している。

### 3. 人的・建物被害

項目		想定地震		
		太平洋側 海溝型地震	日本海側 海溝型地震	内陸 直下型地震
人的被害	死者	25,000 人	6,900 人	2,900 人
	負傷者	22,000 人	4,500 人	10,000 人
	避難者(直後)	182,000 人	42,000 人	68,000 人
建物被※	全壊	71,000 棟	12,000 棟	22,000 棟
	半壊	130,000 棟	41,000 棟	42,000 棟

※揺れ、液状化、津波、急傾斜地崩壊及び地震火災による被害の総数

(資料:平成24・25年度青森県地震・津波被害想定調査。

日本海側海溝型地震については、平成27年度調査の数値)

4. 震度分布

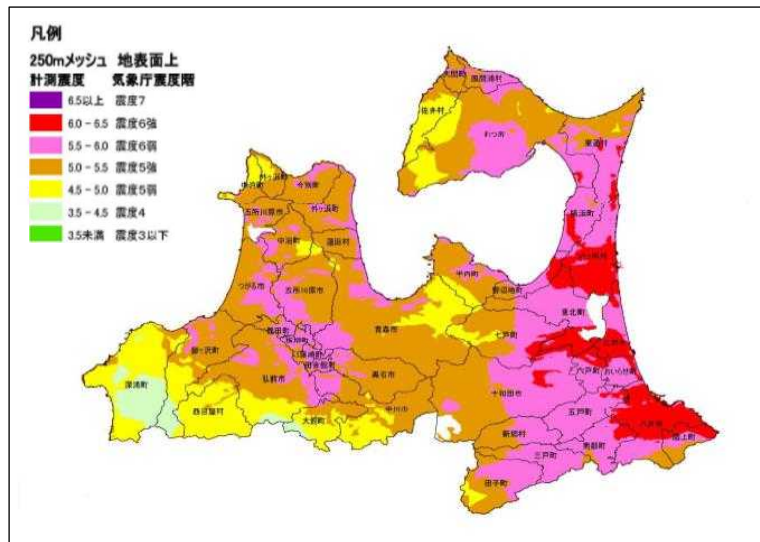


図1:太平洋側海溝型地震

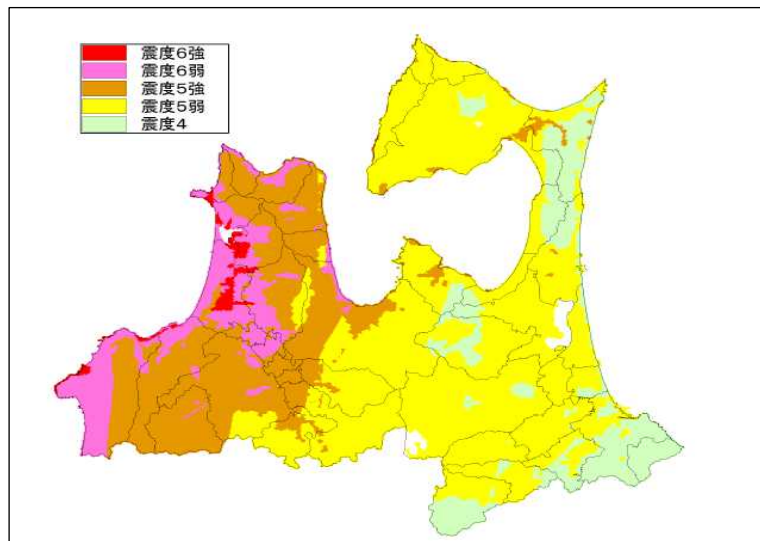


図2:日本海側海溝型地震(平成27年度調査)

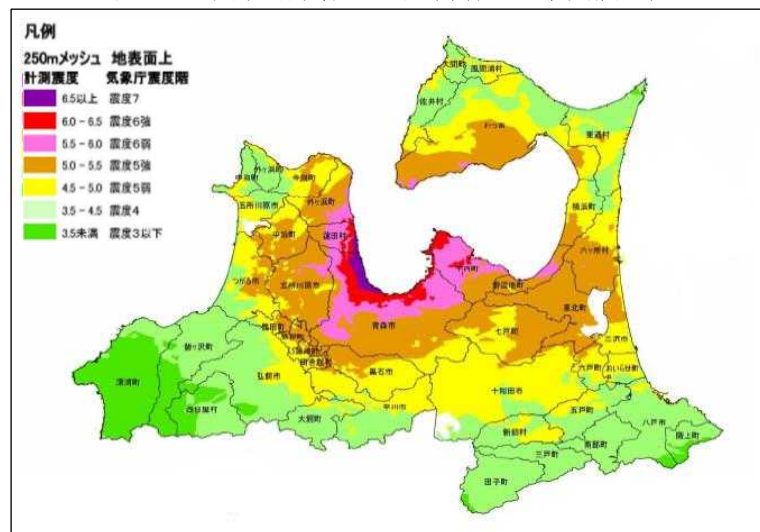


図3:内陸直下型地震

